

## 豊田市不妊検査・治療費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、不妊検査・治療費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、不妊に悩み、相互に協力して不妊検査及び不妊治療に励む夫婦に対し、経済的な援助を行うことにより、子どもを産み育てる営みを通じて自己を表現することを支援し、もって豊かな社会の構築を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「第1段階」とは、人工授精による不妊治療をいう。

2 この要綱において「第2段階」とは、配偶者間で行う体外受精及び顕微授精による特定不妊治療をいう。

3 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

4 この要綱において「自己負担額」とは、医療保険各法の適用とはならない医療の提供を受けた者が負担すべき額をいう。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除くものとする。

### (医療機関の指定)

第4条 市長は、第6条に規定する補助対象行為を行うことができる医療機関として、第1段階にあつては産婦人科若しくは泌尿器科を標榜する医療機関又は第2段階の医療機関を、第2段階にあつては「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」に規定する施設・設備を有し、必要な人員を配置している高い技術の下に特定不妊治療に対する十分な理解と倫理観を持って対処できる医療機関を指定する。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事並びに政令指定都市及び中核市（豊田市を除く。）の長が「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」（以下「国の要綱」という。）に基づき特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認めたものは、市長が指定した医療機関とみなす。

### (補助対象者)

第5条 補助対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦であつて、申請時において次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 夫及び妻の両方又はいずれか一方が市内に住所を有する者であること。
- (2) 前条第1項の規定により市長が指定した医療機関（同条第2項の規定により市長が

指定した医療機関とみなされるものを含む。以下「指定医療機関」という。)が次条に規定する補助対象行為が必要であると診断したものであること。

(3) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。

(4) 当該交付申請に係る治療を開始した日(以下「治療開始日」という。)における妻の年齢が43歳未満の夫婦であること。

2 前項第3号に規定する所得の範囲については児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条の規定を、所得の計算方法については同施行令第3条の規定を準用する。  
(補助対象行為)

第6条 補助対象行為は、指定医療機関において実施される第1段階及び第2段階とし、第2段階にあつては、別表治療内容等の欄のいずれかに該当するものとする。ただし、卵胞の未発育又は排卵の終了、採卵の準備中の体調不良等により採卵に至らなかったことその他これらに類する理由により治療を中止した第2段階は、補助対象行為としない。

2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、補助対象行為としない。

(1) 夫婦以外の第三者からの卵子・胚の提供による第1段階

(2) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による第2段階

(3) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。)

(4) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫婦の精子と卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。)

(補助期間等)

第7条 第1段階の補助期間は、1夫婦につき、補助を開始した診療日の属する月(以下「補助開始月」という。)から継続する2年間までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める措置を講ずることができる。

(1) 医師の判断に基づきやむを得ず不妊治療を中断した場合 その中断した期間の月数の範囲内において補助期間を延長すること。

(2) 第1段階の補助金の交付を受けた夫婦が拳児を得て、その後更に次の拳児を得るために人工授精を行う場合 その人工授精を行うときから再度2年間の補助期間を設定すること。

2 第2段階の補助期間及び補助回数は、治療開始日における妻の年齢が39歳以下である場合は、妻が43歳になるまでに通算6回を限度とし、治療開始日における妻の年齢が40歳以上43歳未満である場合は、妻が43歳になるまでに通算3回を限度とする。この場合において、1年度における補助回数については、制限を設けないものとする。

3 前住所地において、愛知県一般不妊治療費助成事業実施要綱(平成19年7月10日付け19児第328号愛知県健康福祉部長通知)に基づく補助を受けて市町村が行う補助事業により第1段階の補助金の交付を受けている夫婦、又は国の要綱に基づく補助を受けて都道府県又は市が行う補助事業により第2段階の補助金の交付を受けている夫婦にあつては、本市において補助金の交付を受けたものとみなして、前2項の規定を適用する。

(補助金額)

- 第8条 第1段階の補助金の額は、指定医療機関において人工授精を行った際に、1年度につき、当該指定医療機関及び当該指定医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対し自己負担額として支払った額（医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより人工授精に関する任意の給付（付加給付）がなされた場合は、その額を自己負担額から控除した額）に2分の1を乗じて得た額とする。この場合の1年度は、3月から翌年2月までの1年間とする。
- 2 第2段階の補助金の額は、指定医療機関において特定不妊治療を行った際に、1回の治療につき、当該指定医療機関に対し自己負担額として支払った額とする。この場合の1回の治療は、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程とし、過去に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。
- 3 前2項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第1段階の補助金の額は、4万5,000円を上限とする。ただし、補助開始月が年度途中となった場合で第1年度目の補助期間が12月未満でかつ補助額が4万5,000円未満であったときは、第3年度目の治療において、第1年度目の補助期間とならなかった月数の範囲内において4万5,000円から第1段階の補助金の額を控除した額を上限に補助することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、第2段階の補助金の額は、別表区分の欄のC又はFに掲げる治療内容等にあつては7万5,000円を、同表区分の欄のA、B、D又はEに掲げる治療内容等にあつては15万円を上限とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、初回の治療に限り30万円を上限とする（ただし、別表のC及びFの治療を除く。）。
- 7 第2段階のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、前2項のほか、1回の治療につき上限15万円まで助成する（ただし、別表のCの治療を除く。）。
- 8 前項の規定にかかわらず、男性不妊治療の助成は、初回の治療に限り30万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第9条 第1段階の補助金の交付申請をしようとする者は、3月から翌年2月までに行われた検査及び治療に係る補助金の額を取りまとめて、4月から翌年3月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、末日が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で市の休日でない日をもってその期限とみなす（第3項において同じ。）。

- (1) 豊田市一般不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 豊田市一般不妊治療費補助事業受診等証明書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、市内に住所を有する期間において行った第1段階に係る補助金に限るものとする。

3 第2段階の補助金の交付申請をしようとする者は、1回の治療につき、その治療を終了した日の属する年度の3月末日（治療を終了した日が2月1日から3月末日までの間にある場合は、5月末日）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）

(2) 不妊に悩む方への豊田市特定治療支援事業受診等証明書（様式第4号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第10条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、適当と認めたときは交付決定をし、第1段階にあつては豊田市一般不妊治療費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により、第2段階にあつては不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により申請者に通知をし、補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、補助金の不交付決定をし、第1段階にあつては豊田市一般不妊治療費補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、第2段階にあつては不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者は、直ちに豊田市不妊検査・治療費補助金交付請求書（様式第9号）により、請求をしなければならない。

（台帳の整備）

第12条 市長は、補助金の交付状況を明確にするため、次に掲げる事項を記載した台帳を備え、適正に管理しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び生年月日

(2) 申請者の配偶者の氏名、住所及び生年月日

(3) 申請書を受理した年月日

(4) 交付決定又は不交付決定をした年月日

(5) 補助金の申請額

(6) 補助金の交付決定額

(7) 検査及び治療を行った指定医療機関名

(8) その他市長が必要と認める事項

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第5条から第7条までの規定に違反したと認められたとき。

(3) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において既に補助金が支払われているときは、豊田市不妊検査・治療費補助金返還請求書（様式第10号）に取消しの理由を付して、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30

日以内に補助金を返還しなければならない。

- 3 市長は、補助金の返還の請求を受けた者が前項の期限までに補助金を返還しないときは、豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により算出した金額を請求することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱は、施行日以後に行われた補助対象行為に係る補助金の申請から適用し、施行日以前に行われた補助対象行為に係る補助金の申請については、なお従前の例による。  
（平成26年度及び平成27年度において新規に第2段階の補助金の交付申請をする場合の措置）
- 3 平成26年4月1日以後に初めて第2段階の補助金の交付申請をした者で当該交付申請に係る治療を開始した日における妻の年齢が39歳以下であるものに対する第2段階の補助回数については、第7条第2項の規定にかかわらず、通算6回を限度とする。この場合において、1年度における補助回数については、制限を設けないものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成28年1月20日（以下「施行日」という。）から施行する。  
  
（経過措置）
- 2 改正後の豊田市不妊検査・治療費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、第1段階にあつては施行日以後に申請をする補助対象行為について、第2段階にあつては施行日以後に治療を終了する補助対象行為について適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の豊田市不妊検査・治療費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊田市不妊検査・治療費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、第1段階にあつては施行日以後に申請をする補助対象行為について、第2段階にあつては施行日以後に治療を終了する補助対象行為について適用する。
- 3 新要綱第5条第1項第4号の規定にかかわらず、第1段階において、治療開始日が平成28年3月31日以前である場合は、治療開始日における妻の年齢が43歳以上であっても、その治療に係る助成期間（2年間）が終了するまでの間は、本事業の対象とする。
- 4 新要綱第7条第2項の規定にかかわらず、平成25年度以前に第2段階の治療を開始した者であつて、平成27年度までに通算で5年間、補助金の交付を受けているものは、補助の対象としない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日等)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊田市不妊検査・治療費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条、第8条関係）

区 分	治 療 内 容 等
A	新鮮胚移植
B	凍結胚移植（採卵・受精後、1～3周期の間隔を空け母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合に限る。）
C	以前に凍結した胚を解凍して行った胚移植
D	体調不良等により胚移植のめどが立たないことによる治療の終了

E	受精せず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等となったことによる治療の中止
F	採卵したが、状態のよい卵が得られなかったことによる治療の中止

採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となる。